

(表記について)

- 2024 新規上場ガイドブック（プライム市場編）からの主な改訂を、下線で表記しています。なお、項番の修正などの軽微な改訂については記載を省略しています。

ページ	新	旧
105・ 106	<p>(4) 中核的な子会社の取扱いについて</p> <p><u>Q13：上場企業である親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超える子会社の上場にあたっては、どのような点に留意する必要がありますか。</u></p> <p><u>A13：2007年10月に全国の証券取引所と連名で公表した「中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について」にも記載のとおり、上場企業である親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超える子会社などのいわゆる中核的な子会社の上場については、証券市場において実質的に新しい投資物件と言えるか、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしていないかという観点から、企業グループ全体及び子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に確認を行います。</u></p> <p><u>親会社の上場後に、もともと非中核的事業と位置付けていた事業や新たに開始した事業が大きく成長するなどして結果的に親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超えるケースについては、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないと考えられるものの、親会社株主にとっても影響が大きい事項であることから、当該子会社を上場させる方針であることについて、親会社が親会社の株主との間で予め適切なコミュニケーションを行うことが求められます。</u></p> <p><u>具体的には、当該子会社の上場予定時期や目的（スピンオフや他社への売却など様々な選択肢がある中で子会社上場を選択する理由、子会社株式の売却を通じて得る予定の資金の使途（株主還元に充てるのか、成長投資に充てるのか）などを含む）、上場後のグループ経営の方針（将来的な当該子会社株式の保有方針を含む）などについて、親会社自身の企業価値向上の観点から適切に説明することが考えられます。</u></p> <p><u>また、このような子会社が上場するにあたっては、親会社からの独立性を確保するために、一般的な子会社上場のケースに比べてより高いガバナンス水準の整備が期待されます。そのほか、引き続き上場する親会社の株式が、新たに上場する子会社株式とは異なる投資物件であるかどうかの観点から、当該子会社の影響度を除いた場合でも、親会社グループの事業規模が上場維持可能な水準にあることを確認します。</u></p>	(新設)
124	<p><u>Q 4：申請会社及び割当てを受けた者は、いつまでに継続所有の確約を締結する必要がありますか。</u></p> <p><u>A 4：上場申請日以前に割当てを行っている株式については、上場申請までに確約を締結してください（新規上場申請日と同日の締結も可としますが、新規上場申請時に確約を証する書類等が揃っている必要があります。）。また、上場申請日の翌日以降に割当てを行う場合は、当該割当後速やかに確約を締結すれば足ります。</u></p>	<p><u>Q 4：申請会社及び割当てを受けた者が確約を締結する時期としてはいつが適当ですか。</u></p> <p><u>A 4：第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者は、当該割当株式を原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有することになっていますので、その内容を含む確約は割当株式に係る払込</u></p>

ページ	新	旧
	<p>なお、確約の締結日に関わらず、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者は、当該割当株式を原則として割当てを受けた日から上場日以後6か月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有することになっていますので、<u>確約の締結以前であっても割当株式の移動が発生している場合には原則として上場申請の不受理又は受理の取消しとなりますのでご注意ください。</u></p> <p><u>第三者割当等による新株予約権の割当てやストックオプションとしての新株予約権の割当ての場合も、原則として新規上場申請日までの確約の締結で足りますが、割当日より継続所有の義務が生じますので、割当新株予約権等の譲渡が発生しないようご注意ください。</u></p>	<p><u>期日又は払込期間の最終日前に原則として締結してください。</u></p> <p><u>同様に第三者割当等による新株予約権の割当てを行った場合にも、割当日より継続所有の義務が生じますので、原則として確約は割当日以前に締結してください。</u></p>
124	<p><u>Q 5：継続所有の確約を締結する前に当該株式等の移動が生じていた場合には、上場申請の不受理等の対象となりますか。</u></p> <p><u>A 5：第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、継続所有の対象となる株式を現に所有していない場合は、原則として新規上場申請の不受理又は受理の取消しとなります。ただし、ストックオプションとしての新株予約権の場合であって、当該新株予約権が権利行使されておらず、申請会社が当該譲渡に係るストックオプションとしての新株予約権を速やかに適正な手続きにより失効させている場合を除きます。</u></p>	(新設)
125	<p><u>Q 8：継続所有期間中の割当株式について貸株や担保設定を行うことは可能ですか。</u></p> <p><u>A 8：継続所有期間中の割当株式は、規則上、確約により継続的な「所有」を求めていますので、確約の対象期間中に、所有権の移転を伴う株式の消費貸借契約（貸株取引）や実質譲渡となる譲渡担保の設定を行うことは認められません。また、所有権が移転しない質権設定等についても、借入金が返済できない場合は質権設定した株式を手放すことになるため、同様に認められません。</u></p> <p><u>なお、上場時ファイナンスにてオーバーアロットメントによる売出しを行う場合は、実務慣行を勘案し、証券会社がグリーンシューオプションを行使又はシンジケートカバー取引を実施することにより貸株人（大株主等）に株式を返還する場合に限り、例外的に継続所有期間中の株式の貸付けが認められます。</u></p>	(新設)
127	(削除)	<p><u>3. 募集株式の割当時において当該割当株式の継続所有に係る確約を行っていないやむを得ない事情が認められるケース</u></p> <p><u>【例】公開予定時期の前倒しにより過去に行われた第三者割当等による募集株式の割当てについて継続所有義務が事後的に発生する場合</u></p> <p><u><条件></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後、当該割当株式の移動が生じていないこと ○公開予定時期の前倒し決定後、速やかに継続所有に係る確約を締結していること

ページ	新	旧
		<p>と</p> <p>＜確認書類＞</p> <p>○継続所有等に係る確約を証する書類</p> <p>○申請会社及び割当てを受けた者の連名により、割当株式の譲渡が行われていないことを確認した書類。ただし、申請会社の定款により割当株式の譲渡制限に係る定めがある場合又は株券の不発行制度により割当てを受けた者が割当株式を所持していない場合には、当該割当株式の譲渡が行われていないことを申請会社が確認した書類でも可</p>

(表記について)

- ・ 2024新規上場ガイドブック（プライム市場編）からの主な追加を、下線で表記しています。なお、記号の修正などの軽微な改訂については記載を省略しています。

ページ	新																																																		
169	1 新規上場申請に係る提出書類一覧（内国株券） (略) (1)～(6) (略) <u>(7) 提出時期が「上場承認まで」の提出書類は、原則として上場承認予定日の2・3営業日前までにご提出いただきます。</u> (※「市場区分の変更申請に係る提出書類一覧（内国株券）」でも、同様の記載を追加します。)																																																		
第三者割当、ストックオプションの付与等に係る提出書類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出時期</th><th>提出書類</th><th>備考</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">直接上場会社で第三者割当等による募集株式・新株予約権の割当を行なっている場合(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る。ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。)</td></tr> <tr> <td>上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)</td><td>(継続所有等に関する)確約を証する書類<u>(予)</u>(更)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="4">割当を受けた者が割当株式、割当新株予約権の譲渡を行った場合</td></tr> <tr> <td>上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)</td><td>第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書類<u>(予)</u></td><td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="4">ストックオプションとしての新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る)がある場合</td></tr> <tr> <td>上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)</td><td>(継続所有等に関する)確約を証する書類<u>(予)</u>(更)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>〃</td><td>新株予約権の割当等に関する取締役会の決議の内容を証する書類<u>(写)</u><u>(予)</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="4">ストックオプションとしての新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る)を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合</td></tr> <tr> <td colspan="4"><上場申請日前に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合></td></tr> <tr> <td>上場申請日</td><td>(継続所有等に関する)確約を証する書類<u>(予)</u>(更)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>〃</td><td>新株予約権の割当等に関する株主総会及びその割当に関する取締役会の決議の内容を証する書類<u>(写)</u><u>(予)</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				提出時期	提出書類	備考	根拠	直接上場会社で第三者割当等による募集株式・新株予約権の割当を行なっている場合(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る。ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。)				上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)	(継続所有等に関する)確約を証する書類 <u>(予)</u> (更)	(略)	(略)	割当を受けた者が割当株式、割当新株予約権の譲渡を行った場合				上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)	第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書類 <u>(予)</u>		(略)	ストックオプションとしての新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る)がある場合				上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)	(継続所有等に関する)確約を証する書類 <u>(予)</u> (更)	(略)	(略)	〃	新株予約権の割当等に関する取締役会の決議の内容を証する書類 <u>(写)</u> <u>(予)</u>	(略)	(略)	ストックオプションとしての新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る)を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合				<上場申請日前に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合>				上場申請日	(継続所有等に関する)確約を証する書類 <u>(予)</u> (更)	(略)	(略)	〃	新株予約権の割当等に関する株主総会及びその割当に関する取締役会の決議の内容を証する書類 <u>(写)</u> <u>(予)</u>	(略)	(略)
提出時期	提出書類	備考	根拠																																																
直接上場会社で第三者割当等による募集株式・新株予約権の割当を行なっている場合(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る。ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。)																																																			
上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)	(継続所有等に関する)確約を証する書類 <u>(予)</u> (更)	(略)	(略)																																																
割当を受けた者が割当株式、割当新株予約権の譲渡を行った場合																																																			
上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)	第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書類 <u>(予)</u>		(略)																																																
ストックオプションとしての新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る)がある場合																																																			
上場申請日(上場申請日以後のときは遅滞なく)	(継続所有等に関する)確約を証する書類 <u>(予)</u> (更)	(略)	(略)																																																
〃	新株予約権の割当等に関する取締役会の決議の内容を証する書類 <u>(写)</u> <u>(予)</u>	(略)	(略)																																																
ストックオプションとしての新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る)を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合																																																			
<上場申請日前に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合>																																																			
上場申請日	(継続所有等に関する)確約を証する書類 <u>(予)</u> (更)	(略)	(略)																																																
〃	新株予約権の割当等に関する株主総会及びその割当に関する取締役会の決議の内容を証する書類 <u>(写)</u> <u>(予)</u>	(略)	(略)																																																
177・ 178																																																			

以 上